

# 新石川小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定（平成29年10月24日改定）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

※下線；主な改定部分

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要

### ② いじめ防止等に向けての基本理念

児童が、豊かな関わり（なかよし学年・地域など）を通して共に高め合い主体的に取り組む中で、自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合い、「いじめをしない、させない、許さない」学校風土を作り、児童会活動で積極的に広め、未然に防止できるようにする。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ① 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は管理職、児童支援専任、教務主任、学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じて心理（学校カウンセラー）や福祉（スクールソーシャルワーカー）などの専門家の参加を求める。

### ② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめが発覚された場合は直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ① いじめの未然防止

「YP アセスメント・横浜プログラム」の積極的活用

「新石川小スタンダード（学校のきまり）」に基づく全教職員一貫とした児童指導

「児童会」「なかよし集会」「なかよし活動」を通した子どもたち一人ひとりの主体的な活動

### ② いじめの早期発見

「YP アセスメント」（年2回）・いじめアンケートの実施（年1回以上）・児童支援専任、スクールカウンセラーによる教育相談の充実（月2回）・保護者との連携・地域との連携

### ③ いじめに対する措置

「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録

被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援

保護者の協力、警察者等関係機関との連携

### ④ いじめの解消

いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことが必要である。そのために、学校全体で見守りをしながら、安心して生活できるように支援する。

#### ⑤ 教職員への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる児童理解研修やYPアセスメント研修を行う。また子どもの声をアンケートから読み取り、教育相談や面談などを積極的に行う。

#### ⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」「中学校区地区懇談会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

### 4 重大事態への対処

#### ① 重大事態への定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

#### ② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針をもとに学校いじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる。」